

災害等に関する生活再建支援策など

1 り災証明書の発行

家屋の被害程度を証明する「り災証明書」を発行します。この証明書は、損害保険金の請求や融資などの申請に使います。

【申請方法】

市役所本庁舎別館 6 階の資産税課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、賃貸借契約書の写し（借家の場合）、84 円切手を貼り付けた返信用封筒（窓口での受け取りの場合は不要）、印鑑を持参し資産税課へ届け出ください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

※現地調査を実施するため、証明書の発行は数日を要する場合があります。

【費用】

無料

※東日本大震災を除く平成 25 年 12 月より前の災害に係るり災証明の再発行は、1 部 300 円となります。郵送での受け取りを希望するときは手数料分の郵便小為替を同封ください。

【問い合わせ】

資産税課 ☎626-7530

2 市・県民税、国保税などの減免と納付相談

災害等により自身などが所有する住宅・家財が一定以上の被害を受けた場合、納期限が来ていない市・県民税の減免、国民健康保険税の減免などを受けることができます。

また、所有する固定資産の被害の程度に応じて固定資産税・都市計画税の減免を受けることができます。いずれも、納期限までに申請した税額が減免の対象となります。減免の要件はそれぞれ異なるので、事前に問い合わせください。

▲ 市・県民税の減免

【申請方法】

市役所本庁舎本館 2 階の市民税課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、印鑑を持参の上、市民税課に届け出ください。

なお、その他の必要書類などは、あらかじめ市民税課へ問い合わせください。

【問い合わせ】

市民税課 ☎613-8497, 613-8498

▲ 固定資産税と都市計画税の減免

【申請方法】

市役所本庁舎別館 6 階の資産税課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、印鑑を持参の上、資産税課へ届け出ください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

※減免の対象になるかどうかを判定するため、現地調査を実施します。

【問い合わせ】

資産税課 ☎626-7530

▲ 国民健康保険税の減免

【申請方法】

市役所本庁舎別館 1 階の健康保険課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、印鑑と「り災証明書（資産税課で発行、写しも可）」を持参の上、健康保険課へ届け出ください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

なお、その他必要書類などは、あらかじめ健康保険課へお問い合わせください。

【問い合わせ】

健康保険課 ☎613-8437

▲ 市税の納付相談

収入が著しく少なくなったため、期限までに市税を納付できないときは、相談ください。電話による相談も受け付けます。

【相談日時】

月～金曜（祝日を除く）、8時半～17時半

【相談窓口】

市役所別館 2 階の納税課 ☎613-8462, 613-8463

市役所別館 1 階の健康保険課 ☎613-8438

玉山総合事務所 1 階の税務住民課（納税班）☎683-3865

3 介護保険料や保育料などの減免

各保険料や保育料などでも減免の申請ができます。

▲ 後期高齢者医療保険料の減免

【申請方法】

市役所本庁舎別館 1 階の健康保険課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、印鑑と「り災証明書（資産税課で発行、写しも可）」を持参の上、健康保険課へ届け出ください。

【問い合わせ】

健康保険課 ☎613-8439

▲ 介護保険料とサービス利用料の減免

【申請方法】

市役所本庁舎別館 5 階の介護保険課に備え付けの申請書などに必要事項を記入し、印鑑と「り災証明書（資産税課で発行、写しも可）」を持参の上、介護保険課に届け出ください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます。被災内容により申請書に添付する書類が異なりますので、事前にお電話等でお問い合わせください。

【問い合わせ】

介護保険課 ☎626-7581

▲ 保育所保育料の減免

市保健所 1 階の子育てあんしん課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、印鑑と「り災証明書（資産税課で発行、写しも可）」を持参の上子育てあんしん課へ届け出ください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ】

子育てあんしん課 ☎626-7511

▲ 国民年金保険料の免除

【申請方法】

「個人番号カード（マイナンバーカード）」、または「個人番号が記載された住民票の写し」若しくは「通知カード」と「本人確認書類」等（原則として、氏名や住所等の記載の内容が住民票と一致しているものに限る）と、併せて被災状況について届出が必要となるため「被災状況が分かるもの」を持参の上、市役所本庁舎本館2階の医療助成年金課、都南総合支所1階の税務福祉係、玉山総合事務所1階の健康福祉課国保福祉係へ届け出ください。

【問い合わせ】

医療助成年金課 ☎626-7529

4 ごみの収集と衛生対策

▲ ごみの収集

家財などの災害ごみは「ごみの分け方・出し方収集カレンダー」により分別し、町内会などで指定しているごみ集積場所へ出すか、災害の規模に応じて各地に開設する災害ごみの仮置場に搬入してください。ごみの量が多いときや自分で搬出することができないときは、それぞれ担当へ相談ください。

【問い合わせ】

資源循環推進課 ☎626-3733

（玉山地域については税務住民課 ☎683-3805）

▲ 家屋などの衛生対策

大雨で浸水した家屋や土地などは感染症などの予防が必要です。床上・床下浸水した世帯に対し消石灰を配布します。また、家具などの消毒のため、逆性石けん液（オスバン液）も配布します。

【問い合わせ】

保健予防課 ☎603-8308

5 農地や林道、井戸などの被害対策

市は、国の補助を導入できる箇所については国庫補助事業により復旧工事を施工し、国の補助を導入できない箇所については市単独補助事業により進めます。

農地などの復旧で国の補助制度の対象になるのは、1箇所（150メートル以内で連続している被災地をまとめて1箇所と数える）につき復旧事業費が40万円以上。国の補助事業の対象にならない箇所については原則として、自己負担による工事または市が費用の一部を補助する工事になります。

国の補助事業か市単独補助事業のどちらに該当するか、補助率はいくらかなど詳しい内容は、地域説明会で開催するほか、各担当へ問い合わせください。

【問い合わせ】

農地の復旧や農業用施設の復旧など：農政課 ☎613-8458

林道や森林の復旧など：林政課 ☎626-7541

井戸から市水道への切り替えやトイレの水洗化補助など：給排水課 ☎623-1411

6 中小企業などへの支援

中小企業などに対しては、既存の融資制度の活用による支援のほか、災害により甚大な被害を受けた地区などの企業を対象にした支援策を検討します。支援策の内容が決まり次第、広報もりおかや市公式ホームページなどでお知らせします。

【問い合わせ】

ものづくり推進課 ☎626-7538

【既存の主な融資制度】

- ・開業資金（市商工振興資金）
- ・事業協同組合、企業組合や組合構成員への融資（市組合等振興資金）
- ・商工観光振興資金（県融資制度）
- ・小規模小口資金（県融資制度）
- ・特別小口資金（県融資制度）
- ・中小企業経営安定資金（県融資制度）

7 その他の支援策

支援策	支援内容や対象	問い合わせ先
被災者生活再建支援金	家屋が全壊や大規模半壊した世帯へ基礎支援金 50～100 万円を支給 ※被災者生活再建支援法の適用時に実施	地域福祉課 ☎626-7509
小規模災害被害者見舞金	家屋の全壊や半壊、床上浸水の程度に応じて1.5～5万円を支給。ただし、災害救助法による支援が実施されない場合に限る。	
応急修理事業	自分で家屋などを修理できない場合に費用の一部(上限52万)を補助 ※災害救助法の適用時に実施	
障害物の除去	自分で家屋内の障害物を除去できない場合に費用の一部(上限13万3900円)を補助 ※災害救助法の適用時に実施	
宅地内に堆積した土砂などの搬出	宅地内に堆積した土砂等について、現地を調査の上、二次災害などの防止に必要と認めた場合に市が搬出	都市計画課 ☎639-9051
生活保護制度	経済的理由で生活に困っている人に対し、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援	生活福祉第一課 生活福祉第二課 ☎626-7510
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金の貸し付け（融資限度額 一般600万円 特認年間経営費等の6/12以内）	農政課 ☎613-8459
飲用水検査手数料の免除	飲用水検査(簡易検査)の手数料を免除	生活衛生課 ☎603-8312

私道整備事業への補助	一定の条件に該当する私道の整備や補修に，費用の6割を上限として補助	道路管理課 ☎626-7518
健康相談	健康相談や血圧測定，心の相談など。日時や場所は問い合わせください	健康増進課 ☎603-8305
生きがい活動支援通所	家に閉じこもりがちな高齢者をデイサービスセンターへ送迎し，サービスを提供	長寿社会課 ☎603-8003
災害に便乗した悪質商法対策	建て替えや修理，リフォームなどの契約を勧める悪質業者への対応方法を説明	消費生活センター ☎624-4111
就学支援	小・中学校でかかる給食費や学用品の購入費などの一部を援助	学務教職員課 ☎639-9044